

ケアハウス旭ヶ丘園 重要事項説明書

当施設はご利用者に対して軽費老人ホームサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

事業者の名称	社会福祉法人 旭生会
法人所在地	鹿児島市平川町1382番地
代表者氏名	理事長 園田 希和子
電話番号	099-262-2222
設立年月日	平成7年8月7日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス旭ヶ丘園
施設の所在地	鹿児島市平川町1382番地
施設長名	園田 希和子
電話番号	099-262-2222
FAX番号	099-262-2604
開設年月日	平成9年3月24日
入居定員	30人

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、施設入居者が心身共に充実した明るい生活を送ることが出来るよう、各種サービスを提供し、入居者の処遇に万全をきすものとする。
施設運営の方針	入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができ、生きがいをもって生活できるよう支援します。

4. 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	設備概要
個室（1人部屋）	26室	ミニキッチン、シャワー、トイレ（ウォシュレット付）、バルコニー、収納家具、ナースコール、電話引込可能
夫婦室（2人部屋）	2室	ミニキッチン、シャワー、トイレ（ウォシュレット付）、バルコニー、収納家具、ナースコール、電話引込可能
食堂	1室	展望食堂
娯楽室	1室	生花、お茶、趣味の部屋としてご利用頂けます。
浴室	1室	天然温泉による入浴が楽しめます。
エレベーター	1機	ストレッチャーも乗降できます。

5. 職員の配置概要

職 種	常勤換算	指定基準	保有資格
施 設 長	1名	1名	社会福祉士
生 活 相 談 員	1.5名	1名	介護福祉士
介 護 職 員	2.5名	1名	ヘルパー2級

6. 施設サービスの概要

種 類	内 容
各 種 生 活 相 談 及 び 助 言	・当施設は、入居者及びその家族から、入居者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
食 事 の 提 供	・管理栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事3食を提供します。 【食事時間】 朝食 8時より 昼食 12時より 夕食 17時より
入 浴 準 備	・ 入浴時間 9時より15時まで ・ 入浴回数 日曜日と月1回の水曜日以外は入浴できます。
健 康 管 理	・ 定期的に健康診断をうける機会を提供し、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮します。 ・ 入居者の健康保持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めます。 ・ 入居者に対して、随時保険衛生知識の普及・指導を行います。 ・ 薬の管理が困難な方は本人もしくは家族、連帯保証人の申し出により事務室で預かることができます。 【協力医療機関】名称 さくらクリニック 診療科 内科、在宅医療、がん外来、予防医学外来
緊 急 時 の 対 応	・入居者は、身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。 ・ 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。 ・ 入居者が、予め近親者等連絡先を届け出ている場合は、職員は医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡します。
外 部 (居 宅) サ ー ビ ス の 利 用	・ 入居者が身体状況の変化等によって日常生活において援助を必要とする状態になった場合で、入居者自身からホームヘルプサービス等の外部(居宅)サービスの利用希望があった場合には、連絡等の必要な援助を行います。 ・ 外部(居宅)サービスの利用に関する費用は入居者本人負担とし、当施設は利用に関する責任を負いません。
社 会 生 活 上 の 便 宜	・ 当施設では、入居者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養・娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。

7. サービス提供における当園の義務

当園は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態等の必要な事項について、入居者から聴取、確認し状況に応じて必要関係機関と連携のうえ対応します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④入居者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービスを提供するにあたって知り得た入居者、ご家族又は身元保証人に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。（詳細別紙記載）

8. 損害賠償

当園において、当園の責任により入居者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入居者にも故意または重大な過失が認められる場合には、当園の損害賠償を減じる場合があります。

〈損害賠償がなされない場合〉

以下の場合には、当園の責めに帰すべき事由が認められない限り、入居者に生じた損害を賠償いたしません。

- ①入居者が、契約締結時に、入居者の心身の状況や病歴等について、故意に告げず、または虚偽に告げたことが主な原因として発生した損害
- ②入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）を職員が確認する際に、故意に告げず、または虚偽に告げたことが主な原因として発生した損害
- ③入居者の急な体調の変化等、当園の実施したサービスを原因としない事由を主な原因として発生した損害
- ④入居者が、職員の指示・依頼に反して行った行為を主な原因として発生した損害

9. 当園を退居していただく場合（契約の終了について）

当園との入居契約では契約が終了する期日は特に決めていません。したがって以下のような事由がない限り、継続してサービスをご利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当園との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- ①経営法人が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当園を閉鎖した場合
- ②当園の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ④当園から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）入居者からの退居の申し出（契約解除）

入居者が契約を解除しようとするときには、1ヵ月間の予告期間をもって、施設長が定める契約解除届を提出するものとし、その届に記載された解除日をもって契約は解除されるただし、以下の場合には、即時にご契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①収入申告書を提出しない場合
- ②当園の運営規程の変更に同意できない場合

- ③入居者が入院し退院の見込が無い場合
- ④当園が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥職員が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当園が適切な対応を取らない場合

(2) 当園からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当園から退居していただくことがあります。

- ①入居者の条件に関して虚偽の届出を行って入居した場合
- ②利用料を3ヵ月以上支払わない場合
- ③サービスの提供に要する費用の減額の申請に当って虚偽の届出を行った場合
- ④施設長の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしない場合
- ⑤特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態にもかかわらず必要な介護等を受けることができない場合
- ⑥金銭の管理、各種サービスの利用について判断できなくなった場合
- ⑦入居契約書に定めた条項を遵守せず、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかける場合

10. 連帯保証人

入居者は入居に際し、連帯保証人1名を定めて下さい。

- ① 連帯保証人は入居者に契約不履行があった場合には、この契約から生じる一切の責務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、必要な場合には入居者の身柄を引取る責任を負うものとします。なお、連帯保証人が負うべき極度額については、1,000,000円とさせていただきます。
- ②連帯保証人に関する事項について変更のあった場合には、その旨を直ちに通知して下さい。

11. 身上変更の届出

入居者は身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届けて下さい。

12. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定員
介護老人福祉施設	平成20年04月1日	4670101171	80人
短期入所生活介護	平成20年04月1日	4670101171	14人
介護予防短期入所生活介護	平成19年3月27日	4670101171	14人
通所介護	平成20年04月1日	4670101882	40人
予防型通所介護	平成19年3月27日	4670101882	40人
訪問介護	平成20年04月1日	4670101999	
予防型訪問介護	平成19年3月27日	4670101999	
居宅介護支援	平成20年04月1日	4670100496	

訪問看護	平成27年10月7日	4660190853	
介護予防訪問看護	平成27年10月7日	4660190853	
地域密着型通所介護	平成29年4月1日	4690101573	
認知症対応型共同生活介護	令和3年4月1日	4690102522	
介護予防認知症対応型共同生活介護	令和3年4月1日	4690102522	

13. 利用料

ケアハウス 旭ヶ丘園 利用者階層別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		区分	管理費	サービスの提供に要する費用	生活費	合 計
1	1,500,000円以下	月額	28,500円	10,000円	46,940円	85,440円
2	1,500,000円～1,600,000円	〃	28,500円	13,000円	46,940円	88,440円
3	1,600,001円～1,700,000円	〃	28,500円	16,000円	46,940円	91,440円
4	1,700,001円～1,800,000円	〃	28,500円	19,000円	46,940円	94,440円
5	1,800,001円～1,900,000円	〃	28,500円	22,000円	46,940円	97,440円
6	1,900,001円～2,000,000円	〃	28,500円	25,000円	46,940円	100,440円
7	2,000,001円～2,100,000円	〃	28,500円	30,000円	46,940円	105,440円
8	2,100,001円～2,200,000円	〃	28,500円	35,000円	46,940円	110,440円
9	2,200,001円～2,300,000円	〃	28,500円	40,000円	46,940円	115,440円
10	2,300,001円～2,400,000円	〃	28,500円	45,000円	46,940円	120,440円
11	2,400,001円～2,500,000円	〃	28,500円	50,000円	46,940円	125,440円
12	2,500,001円～2,600,000円	〃	28,500円	57,000円	46,940円	132,440円
13	2,600,001円以上	〃	28,500円	61,900円	46,940円	137,340円

入居時敷金

【1人居室】30万円

【2人居室】50万円 敷金は、退去時に契約に基づき返金致します。

注1 11月～3月は冬期加算（暖房費）として月2,120円加算されます。

注2 ご自分の居室の、電気料金、水道使用料他、個人で使用される消耗品等は、個人の負担となります。

注3 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注4 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

注5 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

注6 サービスの提供に要する費用、生活費につきましては国の設置要綱によって改定される場合があります。

14. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

面会・宿泊	①面会時間は午前8：30～午後9：00といたします。 ②入居者以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届出が必要です。
外出・外泊	①外泊及び長時間の外出については、連絡場所、帰園予定日、時間等の届出が必要です。原則午後9：00までに帰園とし、やむをえず帰園できない場合は予めご連絡下さい。
喫煙	全館禁煙です。
居室の造作、 原状回復について	①原則居室の造作、模様替え等はありません。 ②居室及び建物、備品を破損、滅失した場合は原状回復して頂くか、対価をお支払い頂きます。
迷惑行為等	①他のご利用者への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為 ②犬、猫等のペットを飼育すること。 ③特定の政治、宗教活動 ④届出のない外泊、長時間の外出

15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1) 当施設における苦情の受付

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ケアハウス旭ヶ丘園 苦情受付窓口

苦情解決責任者	園長	園田 希和子	099-262-2222
苦情受付担当者	生活相談員	清水 きよ子	099-262-2222

○申し出のあった相談や苦情については、中立的立場で解決する第三者委員を置いています。

第三者委員	・会計事務所所長	上川路 長生	099-252-7070
	・法人監事		
	・児童委員	田中 タミ	099-261-0629

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鹿児島市役所健康福祉部 介護保険課	099-216-1277～80
鹿児島県国民健康保険団体連合会	099-213-5122
鹿児島県福祉サービス苦情解決委員会	099-286-2200

受付時間 毎週月曜日～金曜日 09：00～17：00

令和 年 月 日

ケアハウス旭ヶ丘園のご利用に際し、ケアハウス重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

【 説 明 者 】

ケアハウス 旭ヶ丘園
職 名

氏 名

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し、交付を受け承諾いたしました。

令和 年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名

【 代 筆 者 】

私は、下記の理由により、本人（利用者）の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

理由：

住 所

氏 名

【 連 帯 保 証 人 】

住 所

氏 名